

令和2年度税額の計算例

市街化区域に180平方メートルの住宅用地(評価額1,200万円)を所有し、床面積110平方メートルの住宅(評価額900万円)を平成31年または令和元年に新築した場合(前年度課税標準額などは表4のとおり)

(1)令和2年度固定資産税課税標準額と軽減税額

【土地】 負担水準が100%未満なので、評価額に表1の特例率(6分の1)を乗じ、表2の下段算定式で計算します。

課税標準額は

$$180万円 + (1,200万円 \times 1/6 \times 5\%) = 190万円$$

【家屋】 課税標準額は評価額と同額の900万円です。床面積が120平方メートル以下のため、全額が2分の1の減額措置の対象となります。(表3を参照)

軽減税額は $900万円 \times 1.4\% \times 1/2 = 6万3,000円$

(2)令和2年度都市計画税課税標準額

【土地】 負担水準が100%以上なので、評価額に表1の特例率(3分の1)を乗じ、表2の上段算定式で計算します。

課税標準額は $1,200万円 \times 1/3 = 400万円$

【家屋】 評価額=課税標準額です。

課税標準額は **900万円**

したがって、年税額は表5のとおりです。

■問い合わせ先 税務課固定資産税係
☎(48)1111(内1109・1110)

表4

前年度固定資産税課税標準額	180万円
固定資産税の負担水準	90%
前年度都市計画税課税標準額	400万円
都市計画税の負担水準	100%

表5

区分		固定資産税	都市計画税
課税標準額	土地①	190万円	400万円
	家屋②	900万円	900万円
	合計③(①+②) (千円未満切り捨て)	1,090万円	1,300万円
税率④		1.4%	0.3%
算出税額⑤(③×④)		15万2,600円	3万9,000円
軽減税額⑥		6万3,000円	—
年税額⑦(⑤-⑥) (百円未満切り捨て)		8万9,600円	3万9,000円
年税額		12万8,600円	

固定資産価格の縦覧などを行います

土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者(土地・家屋の所有者)が、町内のほかの土地・家屋との価格(評価額)の比較ができるように、令和2年度の土地・家屋の価格などが登録されている「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり縦覧します。

■期間 4月1日(水)～4月30日(木)(土曜日・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

■場所 税務課窓口

■手数料 無料

■縦覧の対象

- ▽ 土地の所有者は、土地の所在、地番、地目、地積、価格が記載された「土地価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。
- ▽ 家屋の所有者は、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、価格が記載された「家屋価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。

■必要なもの

- ▽ 納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など)
- ▽ 納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることを確認できるもの(運転免許証など)

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の納税者本人に関する部分は、いつでも閲覧できます。借地人・借家人なども閲覧できます。

■期間 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分

■場所 税務課窓口

■手数料 200円 ※ 縦覧期間内(4月1日～4月30日)は無料

■必要なもの

- ▽ 納税者本人であることが確認できるもの(運転免許証など)
- ▽ 納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることが確認できるもの(運転免許証など)
- ※ 借地人などの場合は、その権利を示す書類(賃貸借契約書など)も必要です。

審査の申し出

自己所有の固定資産の価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。審査申出期間は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までの間です。(ただし、令和2年度に新しく登録された価格に限ります)

■問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(48)1111(内1109・1110)